

# いばらきおもてなしレベルアップ事業 観光ボランティアガイド研修経費助成要項

## (目的)

第1条 この要項は、「いばらき観光おもてなし推進条例」の趣旨を踏まえ、観光ボランティアガイドの資質を向上させるため、観光ボランティアガイド団体または、観光ボランティアガイド団体の所在する市町村が当該団体構成員のおもてなし向上のための研修会等を開催する場合において、茨城県商工労働部観光物産課（以下「県」という。）が行う助成事業について、必要な事項を定めるものとする。

## (助成対象団体)

第2条 県の助成の対象となる団体は、次の各号の何れかに該当する団体等とする。

- (1) 県に毎年活動状況調査を提出している観光ボランティアガイド団体（別紙）
- (2) 第1号に該当する団体が所在する市町村および観光協会等

## (助成対象事業)

第3条 県の助成の対象となる事業は、団体構成員（以下「観光ボランティアガイド」という。）の接遇（おもてなし）向上または地域の歴史・文化等を学ぶために実施する研修会事業等（以下「助成対象事業」という。）とする。

## (県の助成)

第4条 県は、前条で認めた助成対象事業について、事業推進のための組織体制及び予算措置が明確になっている場合、申し出に基づき当該事業に必要な経費を認定し、その一部を負担することとする。

## (助成の範囲)

第5条 県は、前条に基づいて助成する場合には、当該年度の事業に必要と認定した経費について、予算および、下記の範囲内で経費の一部を負担する。

- ・ 講師派遣料や、研修会で使用するテキストの印刷製本費、会場借上料の10/10
- ・ 1団体あたり15万円を上限とする。

## (助成の期間)

第6条 第4条に基づく助成は、申し出のあった年度に限り行うことができるものとする。

(助成の申し出)

第7条 団体等は、助成対象事業の実施について県に助成を求める場合には、当該事業に必要な経費等を記した助成申出書(様式1)を県に提出するものとする。

(助成の決定)

第8条 県は、前条による助成申出書の内容を検討し、助成対象事業として認定することが適当と認めた場合は、当該団体等に対し助成決定通知書(様式2)により通知するものとする。

(助成の変更)

第9条 団体等は、助成の決定後に不測の事態により申し出た事業の履行が困難となった場合は、代替する事業内容に係る助成変更申出書(様式3)を提出するものとする。

2 県は、変更申出の内容が当初に助成を決定した内容と同様の効果を有すると認めた場合は、団体等に助成変更決定通知書(様式4)により通知するものとする。

(助成の廃止)

第10条 県は、次の場合に団体等への助成を廃止するものとする。

(1) 助成申出書に係る当該年度の事業計画の履行が困難となった場合において、助成変更申出書の提出が無い場合。

(2) 前条に係る助成変更申出書の内容が、当初の助成を決定した内容に比べ同一の水準に達していないと認められる場合。

(3) 申し出た助成対象事業と実施内容が異なる場合。

2 県は、助成を廃止した場合は助成廃止通知書(様式5)を助成申出書の提出者に送付するものとする。

(実績報告)

第11条 団体等は、当該年度の助成対象事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、県に対し助成対象事業実績報告書(様式6)及び助成金請求書(様式任意)を提出するものとする。

2 助成事業実績報告書の提出にあつては、助成対象金額に対して支出した内容のわかる書類若しくはその写しを添付して提出するものとする。

(助成金支出)

第 12 条 県は、団体等より提出のあった助成事業実績報告書について適当と認められる場合は、併せて提出のあった請求書に基づく請求金額を当該団体等に支払うものとする。

(財産等の帰属)

第 13 条 団体等が、助成対象事業の実施に伴い取得した権利等については、当該団体等に帰属するものとする。

(その他)

第 14 条 この要項の施行に関し必要な事項については、茨城県商工労働部観光物産課長が別に定める。

付則

1 本要項は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。